

京都市青少年科学センター—食品自動販売機設置仕様書

京都市青少年科学センターにおける食品自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、この仕様書をよく読み、以下の事項を御承知のうえ、お申込みください。

1 設置目的

施設利用者の利便性の向上を目的として京都市青少年科学センターに食品自動販売機を設置します。

2 設置条件等

(1) 所在地、設置場所、台数、寸法上限 **別紙1**

所在地 京都市伏見区深草池ノ内町13 京都市青少年科学センター

設置場所 展示場2階

台数 1台

寸法上限 W1300mm×D900mm×H2500

※ 寸法上限には、使用電力計測用の子メーター設置寸法を含み、ごみの回収箱設置場所を含みません。

(2) 設置事業者

1 設置事業者とします。

※ 設置事業者の決定方法は、仕様書「7 設置事業者の決定」を参照してください。

(3) 最低使用料

100,000円/年(税込)

(4) ごみ回収箱

ア 設置事業者は、設置する自動販売機に併設してごみの回収箱を設置してください。

イ ごみの回収箱は、容器の種類ごとに分別可能なものとし、満杯にならないように適切に回収し、回収したごみは関係法令等に基づき適切にリサイクルしてください。

ウ 回収箱の形式に指定はありませんが、事前に京都市青少年科学センターと協議のうえ設置してください。

(5) 取扱商品及び販売価格

ア 取扱商品

食品（アイスクリーム類及び氷菓）とし、清涼飲料水（ジュース、茶、水、コーヒー、紅茶及びこれらに類する商品）の販売は行ってはいけません。

イ 販売価格

標準販売価格（定価）より高い価格では販売しないでください。

(6) 設置機種等

ア 食品自動販売機

アイスクリーム類及び氷菓の自動販売機としてください。

イ 環境対策

消費電力の低減等の技術を導入した省エネ機や、二酸化炭素等を冷媒としたノンフロン対応機をはじめ、開館時間外や閉館日はセンサーやタイマーの設置による自動点灯・消灯などの環境対策機能を備えた自動販売機としてください。

ウ 電気子メーター

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に使用電力計測用の電気子メーターを設置してください。

(7) 耐震対策等

自動販売機を設置するに当たっては、できる限り施設の躯体に負担がかからない方法で耐震対策（転倒防止策）を施すなど、安全に設置してください。

なお、設置に当たり必要となる工事等に要する一切の費用は、設置事業者の負担となります。

(8) 衛生管理等

衛生管理、感染症対策等については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ってください。

(9) 故障、問い合わせ及び苦情の対応

設置事業者は、設置するすべての自動販売機に、故障等が発生した場合の緊急連絡先を明示するとともに、自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、すべて設置事業者の責任において対応してください。

(10) 維持管理等

ア フルオペレーション

設置事業者において、自動販売機の設置から商品の補充、電気子メーターの設置、メニューチェンジ、ごみの回収・リサイクル、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自動販売機内部、外観及びその周辺の清掃・美化までの自動販売機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行ってください。

イ 作業時間等

作業内容、作業時間等については、事前に青少年科学センターと協議のうえ、施設業務に支障を来たすことのないよう十分に注意して行ってください。

(11) 機器の変更等

設置した自動販売機の機種の変更等を行う場合は、予め青少年科学センターに申し出たうえで、承諾を得てください。

3 応募資格要件

次の(1)又は(2)のいずれかに該当する方が、設置事業者に応募することができます。

(1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録し、かつ、次に掲げる条件を満たしている方

ア 食品（アイスクリーム類及び氷菓）自動販売機の設置業務（設置事業者自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上の実績を有していること。

イ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

(2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、次に掲げる条件を満たし、かつ、**自己を証明する書類（注）**を提出できる方

ア 食品（アイスクリーム類及び氷菓）自動販売機の設置業務（自らが管理・運営するものに限る。）について3年以上実績を有していること。

イ 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ていない者でないこと。

ウ 地方自治法施行令167条の4第2項各号のいずれかに該当し、2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

エ 京都市税、水道料金及び下水道使用料を滞納していないこと。

オ 次の各号に掲げる場合のいずれかに該当し、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に係ると認められる者でないこと。

(ア) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等（役員として登記又は届出されていないが実質上経営に関与している者を含む。以下同じ。）が暴力団員であるとき。

(イ) 応募者の経営に暴力団員が実質的に関与しているとき。

- (ウ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の威圧又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (エ) 応募者又は応募者である法人その他の団体の役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与しているとき。

(注) 自己を証明する書類

京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない方については、申し込みに当たって、**一部の方を除いて***下記の書類を提出してください。

<応募者が個人であるとき>

- ・印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）
- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

<応募者が法人その他の団体であるとき>

- ・登記事項証明書（法人登記簿謄本又は履歴事項全部証明書）（応募日から3箇月以内に発行されたもの）

※法人格のない団体については、代表者の印鑑登録証明書（応募日から3箇月以内に発行されたもの）

- ・誓約書（京都市暴力団排除条例施行規則第1号様式）

※ 自己を証明する書類の提出を免除する方

〈印鑑登録証明書または登記事項証明書について〉

- 1 国内証券取引所上場企業
- 2 法に基づき、国や地方公共団体から免許、許可を得て営業を行う企業及び国や地方公共団体からの認可を得て設立される法人
なお、許可等の確認のために免許等の提示をしていただきます。
- 3 その他企業実態について、特別の事情により、上記1及び2に準じて、本市の契約相手方とするに足りる信用性があると認められるもの

〈誓約書について〉

- 1 国、地方公共団体、外郭団体、NPO法人、公益社団法人、公益財団法人等の法令により設立に当たって暴力団員等が排除されている団体
- 2 地域住民組織（町内会、自治連合会等）
- 3 指定管理者として指定されている業者等、一般競争入札参加資格者、指名競争入札参加資格者 など

上記に該当しない方は、必ず「自己を証明する書類」を御提出ください。

4 募集条件等

(1) 使用許可の期間

設置事業者に対する使用許可の期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間とします。

なお、令和4年4月1日以降については、それまでの使用状況や必要性等を勘案したうえで支障がないと本市が判断した場合、当初の使用条件を変更しないことを前提として、最長2年を限度に引き続き使用許可を更新することとなります。

事務処理その他の都合により、使用許可の始期が遅れる等、当初の予定通りに使用許可できない場合があります。

この場合、使用許可の始期の遅れ等により使用者に必要な費や有益費などの損失が生じても、本市はこれを補償しません。

(2) 使用料

ア 応募価格（提案使用料）

応募申込書の該当欄に、応募価格（提案使用料）として、年額の使用料を百円単位で記入してください。

イ 使用料の納入

(ア) 本市が発行する納入通知書により、本市が指定する期日までに当該年度分の年額使用料を全額納入してください。

(イ) 本市が指定する期日までに使用料が納入されない場合は、使用許可を取り消します。

なお、この場合においては、自動販売機の撤去に要する費用、その他一切の経費は設置事業者の負担になります。

ウ 更新後の使用料

上記4-(1)に記載する使用許可の更新が果たされた場合は、更新後の使用料については、引き続き当初の使用料と同額とします。

(3) 必要経費

ア 自動販売機の設置、撤去及び原状回復

自動販売機の設置、撤去及び原状回復は設置事業者自らの責任で行い、これらに要する工事費等の一切の費用は、設置事業者の負担とします。

イ 電気料

(ア) 自動販売機の運転に必要な電気料は、自動販売機に設置する電気子メーターの検針に基づき、設置事業者の実費負担とします。

(イ) 電気料金は、本市が発行する納入通知書により、四半期ごとに本市が指定する期日内に納入してください。

(4) 遵守事項等

ア 募集条件等を遵守し、使用料及び必要経費についてもそれぞれの期限までに確実に納付してください。

イ 本件の自動販売機設置の権利については、第三者への譲渡又は転貸を禁止します。

ウ その他定めのない事項については、協議のうえ決定します。

5 応募申込手続

(1) 申込受付期間（持参又は郵送）

令和3年1月8日（金）から令和3年1月27日（水）まで

ア 持参される場合

申込受付期間内の平日の午前9時から午前12時、午後1時から午後5時に青少年科学センターまで持参してください。ただし、1月14日（木）は完全休館日のため除きます。

イ 郵送される場合

書留郵便にて、上記期間に必着となるように青少年科学センターへ送付してください。郵便不着の場合は、応募がなかったものとみなしますのでご注意ください。

なお、上記に該当する応募者のうち、同額の者が2者以上であった場合は、当該応募者の立会いの下、くじにより決定します。

その後、本市において応募価格が最高額であった者の資格等の審査を行います。審査段階で、応募価格最高額の者が、応募資格要件を満たさないことが判明した場合は、応募価格第2位の者の資格審査を行い、以下順次繰り返すこととします。

(2) 必要書類 (各 1 部)

- ア 応募申込書 様式 1
 - イ 販売予定品目 (自動販売機用)
 - ウ 設置予定機器等の仕様が分かる資料
- } 様式は任意です。

(3) 注意事項

- ア 上記以外による受付 (電話, 電子メール, ファックス等) は行いません。
- イ 指定日までの申込みは一切受け付けません。
- ウ 受付時間を過ぎた場合は, 一切受け付けません。
- エ 応募申込書への金額の記入には, アラビア数字 (0, 1, 2, 3・・・) の字体を使用し, 最初の数字の前に「¥」を記入してください。
- オ 使用する通貨単位は, 日本国通貨 (「円」) に限ります。
- カ 提出済みの応募申込書は, いかなる理由があっても, 書き換え, 引き換え, 又は撤回することはできません。
- キ 書類の記入は, ボールペン又は万年筆で行ってください。(消せるボールペンは不可)
- ク 次のいずれかに該当する応募は, 無効とします。
 - (ア) 指定された応募申込書以外で応募したとき。
 - (イ) 1 者で 2 枚以上の応募申込書を提出したとき。(いずれも無効とします。)
 - (ウ) 主要事項の記載が明確でないとき, 又は漏れているとき。
 - (エ) 記載内容に訂正があるとき。
 - (オ) ボールペン又は万年筆で記入されていないとき。(消せるボールペンは不可)
 - (カ) 応募に際し, 不正行為があったと認められるとき。
 - (キ) その他応募に関する条件に違反したとき。
- ケ 提出された書類の返却は行いません。
- コ 応募申込書は, 青少年科学センターのホームページからダウンロードできます。

6 質問の受付及び回答

(1) 質問の方法

この件に関する質問があれば, 令和3年1月15日 (金) 午後5時までに (必着), 書面 (様式自由) で, 青少年科学センター管理係 石井宛に FAX または事前に電話連絡のうえ持参により提出してください。

なお, FAX による場合は, 受信を必ず電話で確認してください。

(2) 質問に対する回答

すべての質問及び回答については, 令和3年1月22日 (金) までに青少年科学センターのホームページに掲載します。

なお, 回答は本要項と一体のものとして, 要項と同等の効力を有するものとします。

(3) その他

ア 公平で厳正な選定を確保するため, 質問書による質問以外 (電話, FAX 等) には一切応じられません。

イ 本市において, 本事業の実施に関係がないと判断した質問に対しては, お答えしません。

ウ また, 応募内容, 審査等に関するお問い合わせには一切応じられません。

7 設置事業者の決定

(1) 決定方法

ア 提出された応募申込書等の応募書類を審査したうえで, 「3 応募資格要件」を満たす者のうち, 応募価格 (提案使用料) が「2 設置条件等」で本市が設定した最低使用料以上で, 最高金額である応募者を設置事業者決定します。

イ 上記の最高金額である応募者が2者以上であった場合は、当該応募者の立会いのもと、くじにより決定することとします。

(2) 決定予定日

令和3年 2月 10日(水)までに決定する予定です。

(3) 決定後の通知及び公表

上記のとおり決定された後、各応募者へ決定された設置事業者名及び決定金額を通知します。また、青少年科学センターのホームページにおいて、決定金額を掲載します。

8 使用許可申請手続

設置事業者に決定した者は、以下の手続を行ってください。

(1) 市有財産使用許可申請書の提出

本市指定の様式により、市有財産使用許可申請書を提出してください。

(2) 設置する機器等の資料

図面等、設置する自動販売機の仕様が分かる資料等を提出してください。

9 設置事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者の決定を取り消します。

(1) 正当な理由なくして、指定する期日までに市有財産使用許可の手続に応じなかった場合

(2) 設置事業者の決定後、「3 応募資格要件」を満たさなくなった場合

(3) その他本市が市有財産使用許可の相手方として不適切と認めた場合

10 その他

(1) 4-(3)に記載する必要経費のほか、応募、質問及び市有財産使用許可の手続に要する一切の費用は、設置事業者で負担してください。

(2) 提出された全ての書類等の返却は行いません。

(3) 自動販売機の設置後、毎月の販売実績を報告してください。

参考資料

1 青少年科学センターの開館時間等

開館時間 午前9時から午後5時まで(最終入館は午後4時30分まで)

休館日 木曜日(祝日の場合は翌平日)、12月28日から1月3日まで
ただし、学校休業期間中の木曜日は開館

2 青少年科学センターの入場者数

令和 元年度 117,837人

平成30年度 133,304人

平成29年度 119,247人

3 青少年科学センターの年間入場者内訳

	総数	大人	中高生	小学生	幼児
令和元年度	117,837人	54,469人	3,226人	29,696人	30,446人
30年度	133,304人	61,325人	3,318人	33,680人	34,981人
29年度	119,247人	54,197人	3,042人	30,264人	31,744人

4 令和元年度 現在設置の食品（アイスクリーム類及び氷菓）自動販売機の売上総数
（年間 13,662個）

平成31年4月	令和元年5月	元年6月	元年7月	元年8月	元年9月
1314個	1649個	877個	1283個	2954個	1572個
元年10月	元年11月	元年12月	令和2年1月	令和2年2月	令和2年3月
1292個	821個	383個	511個	664個	342個

【問合せ先】

京都市青少年科学センター（担当：今西 石井）

〒612-0031

京都市伏見区深草池ノ内町13

電話 (075) 642-1601

FAX (075) 642-1605

<http://www.edu.city.kyoto.jp/science/>

自動販売機設置場所（2階展示場）



令和 年 月 日

(あて先) 京 都 市 長

応 募 申 込 書

京都市青少年科学センター食品自動販売機設置仕様書（以下「仕様書」という。）を確認のうえ同意し、京都市青少年科学センターにおける自動販売機設置事業者の応募について、次のとおり申し込みます。

なお、仕様書に規定する応募資格要件に違反していないとともに、京都市税、水道料金及び下水道使用料の滞納がないことを誓約します。

また、設置事業者として決定された場合は、各応募者へ氏名・名称及び決定金額が通知されるとともに、決定金額が公表されることに同意します。

氏名・名称 及び代表者名									印
住所・所在地	〒 —								
担当部署・担当者 氏名・連絡先	(担当部署) (氏名) (連絡先) —								
応募価格 (提案使用料) ※税込金額を記載		千万	百万	十万	万	千	百	十	円

【注意事項】

- 一度応募された応募申込書の引換え、変更又は取消しはできません。
- 書き損じたときは、訂正をせずに、新しい応募申込書に記載してください。
- 応募金額は、アラビア数字で右詰めで記載し、頭部に「¥」を付けてください。

【添付書類】

- 自己を証明する書類（京都市競争入札参加資格者名簿に登録されていない方）
- 販売予定品目
- 設置予定機器等の仕様分かる資料
- その他の参考資料（)